



くき

2014
平成26年

11 月号

No.111



主な内容

- 平成25年度 決算の概要をお知らせします… 2～5
- 子ども・子育て支援新制度
平成27年4月スタート！… 6～7
- 平成27年1月から70歳未満の方の
高額療養費制度が変わります… 8
- インターネットを活用した久喜市の情報発信… 11
- 11月から平成27年1月までは
滞納整理強化期間です… 裏表紙

西公民館まつり

10月4日(土)から5日(日)まで、「西公民館まつり」が開催されました。

会場の西公民館では、絵画や絵手紙などの作品が展示され、日ごろ西公民館で活動する団体によるフラダンス、フォークダンス、コーラスなどの演技発表が行われました。演技発表終了後には、訪れた観客から大きな拍手が送られていました。

(写真は清久地区婦人会フラダンスクラブマヒナの演技)



市公式フェイスブック

『広報くき』『広報くきお知らせ版』は、市内各公共施設などに置いてあります。
また、市ホームページ <http://www.city.kuki.lg.jp> からも、PDFでご覧になれます。



市公式ツイッター



平成25年度 決算の概要をお知らせします

平成25年度一般会計・特別会計決算額の内訳をお知らせします。
各会計の決算書は、公文書館および市立図書館で閲覧できます。

問合せ 財政課財政係（内線2421～2426）

平成25年度一般会計決算は、歳入決算額が475億3,186万円、歳出決算額が454億9,272万円で、差引額は20億3,914万円でした。ここから平成26年度へ繰り越すべき財源 3億9,127万円を差し引いた実質収支額は16億4,787万円となりました。
※文章および表中の数値については端数処理の関係により、合計が一致しない箇所があります。

一般会計歳入 475億3,186万円

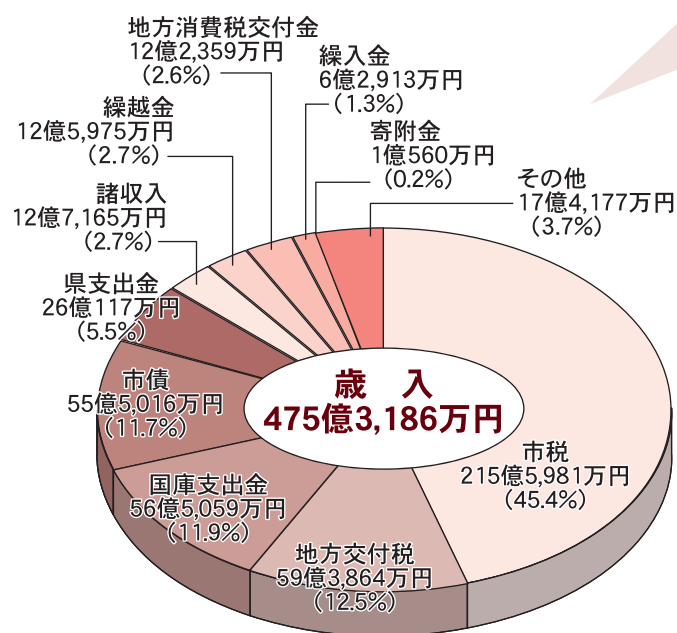
総額は、前年度比2.6%の増（+11億9,175万円）となりました。

市税は、市民税の減（△2億705万円）があったものの、償却資産等の増加に伴う固定資産税の増（+2億3,700万円）などにより、前年度比1.0%の増（+2億1,983万円）となりました。また、国庫支出金の4.4%の増（+2億3,743万円）や県支出金の4.4%の増（+1億879万円）などにより、歳入総額が増加しました。

一方、地方交付税は、震災復興特別交付税の減（△1億5,386万円）などにより、前年度比4.8%の減（△2億9,987万円）となりました。

用語の解説（歳入）

- 市税**
市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税など
- 地方交付税**
所得税などの国税の中から交付されたお金
- 国庫支出金**
市の事業に対し、国から交付されたお金
- 市債**
国や金融機関などから借り入れたお金
- 県支出金**
市の事業に対し、県から交付されたお金
- 諸収入**
市貸付金の償還金、学校給食費など
- 繰越金**
前年度から繰り越したお金
- 地方消費税交付金**
地方消費税から交付されたお金
- 繰入金**
基金（貯金）などから取り崩したお金など
- 寄附金**
個人や企業から市に寄附されたお金
- その他**
地方譲与税、財産収入、分担金および負担金など



平成25年度末 市債現在高

道路や下水道の整備、学校などの公共施設の建設には多額の経費が必要です。これらの財源の一部は、市債として銀行などから借り入れをしています。なお、人口は154,997人（平成26年3月31日現在）で算出しました。

区分	平成25年度(千円)	平成24年度(千円)	増減率(%)	平成25年度構成比(%)	平成25年度市民1人当たり(千円)
一般会計	47,408,725	46,728,124	1.5	60.6	306
下水道事業特別会計	20,381,977	20,771,538	△ 1.9	26.0	131
農業集落排水事業特別会計	5,131,771	5,326,273	△ 3.7	6.6	33
土地区画整理事業特別会計	1,263,483	1,494,362	△ 15.5	1.6	8
土地取得特別会計	60,100	94,760	△ 36.6	0.1	1
水道事業会計	4,002,764	4,320,820	△ 7.4	5.1	26
合計	78,248,820	78,735,877	△ 0.6	100.0	505

平成25年度の主な財政指標

- ◆**経常収支比率**…財政の弾力性を示すもので、税金など経常一般財源に占める、人件費や公債費などの経常的な支出の割合を表すものです。
- ◆**公債費負担比率**…公債費がどの程度財政を圧迫しているかを示すもので、公債費に充当された一般財源の、一般財源総額に占める割合です。
- ◆**財政力指数**…標準的な行政活動を行う財源をどの程度自力で調達できるかを示した指標で、1を超えるほど財源に余裕があるとされます。

区 分	平成25年度	平成24年度	比較
経常収支比率	91.0%	92.4%	△1.4%
公債費負担比率	15.6%	14.7%	+0.9%
財政力指数	0.87	0.86	+0.01

一般会計歳出（目的別）454億9,272万円

総額は、前年度比3.0%の増（+13億1,330万円）となりました。

民生費は、生活保護費の増（+1億3,111万円）があったものの、社会福祉費の減（△2億5,521万円）などにより、前年度比1.0%の減（△1億7,155万円）となりました。

一方、土木費は都市計画費の増（+4億3,067万円）などにより、前年度比16.5%の増（+7億747万円）、総務費は第二庁舎の改修工事の皆増（+2億135万円）などにより、前年度比13.6%の増（+6億8,898万円）となりました。

用語の解説（歳出）

民生費

年金、生活保護、各種福祉手当、福祉施設、保育園の管理・運営などの経費

総務費

市役所の管理、徴税事務、戸籍関係事務、選挙、統計調査、コミュニティの推進などの経費

公債費

市が借りたお金の返済に充てた経費（元金・利子）

教育費

小・中学校や幼稚園、図書館、公民館などの経費

土木費

道路、公園、橋、河川の建設・管理などの経費

衛生費

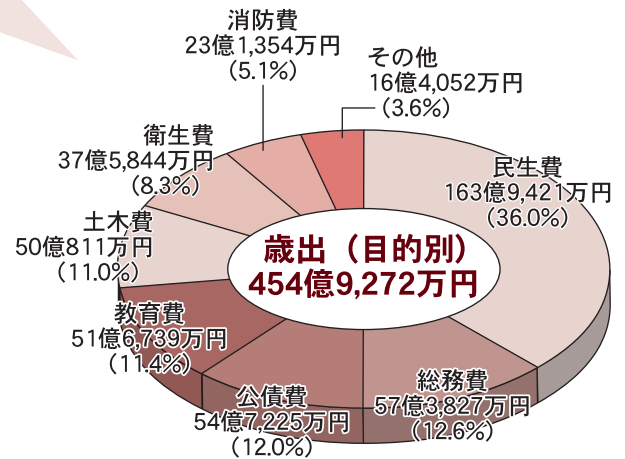
健康診断、予防接種、公害対策などの経費

消防費

消防に関する経費

その他

議会費、農林水産業費、商工費、労働費など



一般会計歳出（性質別）454億9,272万円

普通建設事業費は第二庁舎の改修工事の皆増（+2億135万円）などにより、前年度比38.6%の増（+11億8,556万円）となりました。一方、人件費は合併削減効果により、前年度比5.2%の減（△4億581万円）となりました。

用語の解説（歳出）

人件費

職員給与費などの経費

扶助費

生活保護費、高齢者・障がい者・児童福祉などの経費

公債費

市が借りたお金の返済に充てた経費（元金・利子）

普通建設事業費

道路、公園、学校などの建設にかかる経費

繰出金

特別会計に支出する経費

物件費

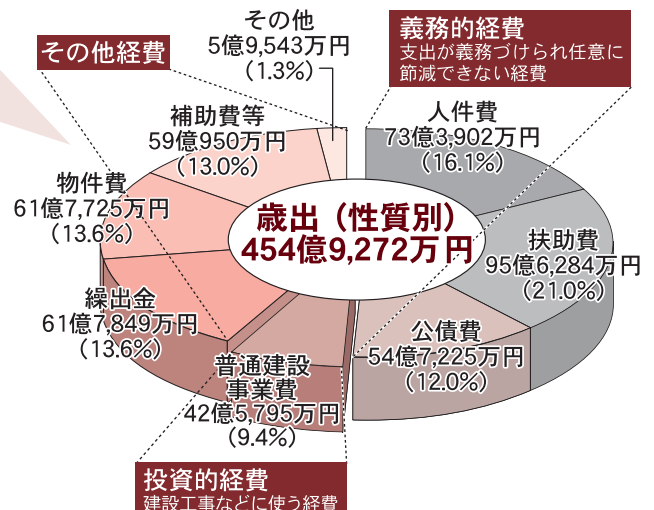
物品の購入、業務委託などの経費

補助費等

一般事務組合への負担金、各種団体への補助金にかかる経費

その他

積立金や貸付金等にかかる経費



特別会計決算状況

国民健康保険や下水道などの特定の事業を行うための会計で、特定の収入を特定の支出に充てる会計です。

区 分		平成25年度(千円)	平成24年度(千円)	増減率(%)
国民健康保険特別会計	歳入	18,948,950	18,250,294	3.8
	歳出	17,635,714	17,174,960	2.7
	差引額	1,313,236	1,075,334	22.1
介護保険特別会計	歳入	7,946,803	7,563,020	5.1
	歳出	7,837,217	7,370,512	6.3
	差引額	109,586	192,508	△ 43.1
後期高齢者医療特別会計	歳入	1,323,340	1,268,354	4.3
	歳出	1,315,760	1,248,286	5.4
	差引額	7,580	20,068	△ 62.2
下水道事業特別会計	歳入	5,490,556	5,194,405	5.7
	歳出	5,380,008	5,046,889	6.6
	差引額	110,548	147,516	△ 25.1
農業集落排水事業特別会計	歳入	902,153	682,709	32.1
	歳出	875,272	660,307	32.6
	差引額	26,882	22,402	20.0
土地区画整理事業特別会計	歳入	583,801	572,883	1.9
	歳出	543,878	563,214	△ 3.4
	差引額	39,924	9,669	312.9
土地取得特別会計	歳入	36,161	36,732	△ 1.6
	歳出	36,161	36,732	△ 1.6
	差引額	0	0	0.0

企業会計(水道事業会計)決算状況

地方公営企業法の適用を受ける公営企業会計です。

区 分		平成25年度(千円)	平成24年度(千円)	増減率(%)
収益的収支	収入	3,871,216	3,809,996	1.6
	支出	3,010,977	3,061,499	△ 1.7
資本的収支	収入	137,967	193,966	△ 28.9
	支出	1,391,625	1,467,114	△ 5.1

※表中の数値については端数処理の関係により、合計が一致しない箇所があります。

平成25年度の 主な事業と決算額

久喜市総合振興計画の7つの大綱に従い、紹介します。

1 市民が参加し、地域コミュニティ豊かなまち

議場映像インターネット配信事業 130万円

「開かれた議会」を実現するため、本会議の映像をインターネットで配信しました。

都市宣言推進事業 164万円

「人間尊重・平和都市」宣言の趣旨を広く市民に周知するため、広告塔の整備などを行いました。

2 自然とふれあえる、環境に優しいまち

新エネルギー導入事業 1,189万円

国の基準に該当する太陽光発電システムを導入した市民を対象に補助金を交付しました。

各総合支所LED照明整備事業 6,641万円

従来の蛍光灯照明器具から環境に配慮されたLED照明に取り替えました。

3 子どもから高齢者まで、誰もが健康で安心して暮らせるまち

健康長寿モデル事業 476万円

埼玉県が実施する健康長寿プロジェクトのモデル事業として、鷲宮団地を対象とした団地はつらつ運動教室事業や、体とココロの健康サポート事業などを行いました。

子ども医療費支給事業 4億8,422万円

中学校卒業までの子どもに対する医療費の一部を支給しました。

保育施設更新事業 3億7,577万円

保育環境の改善等を図るため、市立さくら保育園の改築工事を行いました。

4 心豊かな人材を育み、郷土の歴史文化を大切にするまち

放課後子ども教室推進事業 524万円

放課後子ども教室を開校している小学校で、学習・スポーツ・文化芸術などの体験活動を行いました。

学校図書館整備事業 4,682万円

市内にある小・中学校の図書室の蔵書を整理し、データベース化しました。

5 安全で調和のとれた住みよい快適なまち

デマンド交通運行事業 2,188万円

高齢者・障がい者などの交通弱者や公共交通不便地域に住む方の移動手段を確保するため、デマンド交通を整備しました。



本庁舎耐震化整備事業 9,887万円

来庁する市民の安全を守り、災害時の拠点として活用するため、本庁舎の耐震補強および改修工事を行いました。

防災行政無線整備事業 1,455万円

災害時における情報伝達手段の確保のため、防災行政無線の整備を行いました。

東停車場線整備事業 5,421万円

久喜駅東口大通りの延伸整備のため、東停車場線の測量、設計および用地の買収を行いました。

西堀・北中曽根線道路改良事業 4,277万円

利便性および排水性を考慮し、西堀・北中曽根線の改良整備を行いました。

6 地域の産業が元気で、多彩な企業が集積する豊かなまち

農業用施設補修事業 7,993万円

農業用排水路等の補修・改修を行いました。

企業等誘致事業 1億339万円

菖蒲北部地区および菖蒲南部産業団地への企業誘致に係る奨励金を交付しました。

7 行財政を見直し、改革を進めるまち

低公害車購入事業 1,772万円

老朽化した公用自動車を環境に配慮した低公害車へ買い替えました。

住民情報システム更改事業 3億3,084万円

住民サービスを円滑に行うため、住民情報システムを更改しました。

仮称第二庁舎改修事業 2億135万円

本庁舎の機能を補完するため、仮称第二庁舎として旧幸手保健所久喜分室の改修工事を行いました。

※平成25年12月から、建設部が当該庁舎に移転しました。



子ども・子育て支援新制度

平成27年4月スタート！

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。新制度へ移行する幼稚園、保育所、認定こども園等の利用手続きについてお知らせします。
問合せ 保育課保育係（内線3324）／各総合支所福祉課（菖蒲・内線146／栗橋・内線239／鷺宮・内線166）

3つの支給認定区分

新制度に移行する幼稚園や保育所、認定こども園などを利用する場合は、教育・保育の必要に応じた認定を受ける必要があります。支給認定は次の3つの区分に分かれ、区分によって利用できる施設や利用手続きが異なります。

3号認定…保育認定

3歳未満で、保護者の就労等により、保育を必要とする場合

【主な利用先】 保育所、認定こども園（保育所部分）、地域型保育事業

また、2号認定または3号認定を受ける場合は次のいずれかに該当する必要があるとします。

①就労（月64時間以上）

②妊娠、出産

③保護者の疾病、障がい

④同居の親族（長期入院等をしている場合を含む）の介護・看護

⑤災害復旧

⑥求職活動（起業準備を含む）

⑦就学（職業訓練校などの職業訓練を含む）

⑧虐待やDVのおそれがあること

⑨育児休業中に既に保育している子どもがいて継続利用が必要であること

⑩その他、①から⑨に類する状態として市が認める場合

1号認定…教育標準時間認定

3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する場合

【主な利用先】 幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）

※新制度に移行しない園は、支給認定申請の手続きは必要ありません。

2号認定…保育認定

3歳以上で、保護者の就労等により、保育を必要とする場合

【主な利用先】 保育所、認定こども園（保育所部分）

子育ての不安や悩みを相談してみませんか ～家庭児童相談室～

家庭児童相談室では、子どものしつけ、発育・発達、学校・幼稚園・保育所での困りごと、家庭内や家族関係の問題など、子育てに係る不安や悩み、心配ごとについて、18歳未満の子どもに関することは何でも相談に応じています。

また、心身の発達や育児環境に心配な点がある子どもとその保護者に対して、助言や指導を行う教室や、発達に関する相談および関係機関へ紹介する事業を行っています。

相談についての秘密は守られますので、安心してご相談ください。また、電話での相談も行っています。

※子育てに関する相談は地域子育て支援センター、児童館、市立保育園、保健センター等でも行っていますので、お気軽にご相談ください。（23ページの無料相談や、24・25ページの健康コーナーをご参照ください。）

受付日時 毎週月～金曜日 9時～16時

※祝日を除く

費用 無料

相談・問合せ 子育て支援課子育て支援係（内線3288）
／各総合支所福祉課（菖蒲・内線145／栗橋・内線247／鷺宮・内線177）

保育を行う施設です。

利用できる施設・事業

●幼稚園（3歳から5歳）

幼児期の教育を行う施設です。新制度に「移行する園」と、移行せずに「現行制度のままの園」に分かれます。

※市内の私立幼稚園（認定こども園を除く）は、新制度に移行しませんので、各園が定めた手続きに従い、園に直接申請手続きを行ってください。

※市内の公立幼稚園（中央幼稚園、栗橋幼稚園）は、新制度に移行します。

●保育所（0歳から5歳）

保護者が就労等のため、保育の必要性のある子どもを、保護者に代わって

●認定こども園（0歳から5歳）

幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、教育・保育を一体的に行う施設です。

●地域型保育事業（0歳から2歳）

原則、19人以下の少人数の単位で、保護者が就労等のため、保育の必要性のある子どもを、保護者に代わって保育する事業です。

※受け入れ年齢は、各施設で異なります。



利用手続きの流れ

新制度に移行した幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）の利用を希望する場合（1号認定）

平成27年4月か
既に入園し、引き
ら、新たに入園を
続き同じ施設等を
希望する場合
利用する場合

11月4日(火)から受け付け開始

幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）に直接利用申し込みをする

幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）から入園の内定を受ける

幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）を通じて、市へ支給認定申請書を提出する

※市外の幼稚園等に入園を希望する場合は、内定を受けたら直接市へ提出する

幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）を通じて、市から認定証が交付される

幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）と契約

※幼稚園と保育所等を併願する場合は、2号認定を受けることを幼稚園にも伝え、了解を得た上で手続きを行ってください。

保育所、認定こども園（保育所部分）、地域型保育事業の利用申し込みをする場合（2号認定・3号認定）

平成27年4月か
既に入園し、引き
ら、新たに入園を
続き同じ施設等を
希望する場合
利用する場合

11月4日(火)から30日(日)まで受け付け

市へ支給認定申請書と利用申込書等の書類を提出する

市から直接認定証が交付される

保育所、認定こども園（保育所部分）等の利用希望状況等により、市が利用調整を行う

利用施設等が決定する

利用施設等との契約
※認可保育所は、市が契約者となる

※土曜日を除き、日曜日は本庁舎のみ受け付けを行います。
※支給認定申請書の添付書類は、保育課または各総合支所福祉課で配布する平成27年度入所案内をご覧ください。

※地域型保育事業の受け付けは、11月17日(月)から12月12日(金)までです。

◆支給認定申請手続きが必要な市内の施設等一覧

幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）	保育所・認定こども園（保育所部分）		名称／電話番号	保育年齢
	私立	公立		
私立	認定こども園桜田幼稚園	さくら保育園	☎ 58・10003	6か月から就学前まで
公立	認定こども園栗橋さくら幼稚園	すみれ保育園	☎ 52・5871	6か月から就学前まで
	栗橋幼稚園	ひまわり保育園	☎ 52・3346	6か月から就学前まで
	中央幼稚園	あおば保育園	☎ 22・8547	6か月から就学前まで
	鷺宮桜が丘保育園	中央保育園	☎ 58・3003	1歳から就学前まで
	認定こども園さくらだ保育園	中央保育園分園	☎ 58・9895	1歳から就学前まで
	鷺宮第二保育園	鷺宮第一保育園分園	☎ 58・1510	3歳から就学前まで
	鷺宮第二保育園	鷺宮第二保育園	☎ 58・1510	2か月から就学前まで
	認定こども園さくらのもり保育園	認定こども園さくらのもり保育園	☎ 52・5871	2か月から就学前まで
	なすな保育園	おおしか保育園	☎ 52・5047	3か月から就学前まで
	おおしか保育園	栗橋保育園分園 ※新設予定	☎ 52・5988	3か月から就学前まで
	栗橋保育園	栗橋保育園	☎ 52・0074	2か月から2歳まで
	しようぶ保育園	しようぶ保育園	☎ 52・0074	2か月から2歳まで
	おばやし保育園	おばやし保育園	☎ 85・5895	2か月から2歳まで
	あやめ保育園	あやめ保育園	☎ 31・9880	3か月から就学前まで
	おひさま保育園	おひさま保育園	☎ 85・1505	2か月から就学前まで
	エンゼル保育園	エンゼル東保育園	☎ 31・8445	2か月から3歳まで
	たから保育園	エンゼル保育園	☎ 21・1011	2か月から2歳まで
	はるみ保育園	はるみ保育園	☎ 22・3327	2か月から就学前まで
	中央保育園分園	中央保育園分園	☎ 23・2233	2か月から就学前まで
	中央保育園	中央保育園	☎ 21・0275	3か月から就学前まで
	あおば保育園	あおば保育園	☎ 21・7870	3歳から就学前まで
	中央保育園	中央保育園	☎ 23・6030	1歳から就学前まで
	すみれ保育園	すみれ保育園	☎ 22・2566	1歳から就学前まで
	ひまわり保育園	ひまわり保育園	☎ 22・8246	6か月から就学前まで
	あおば保育園	あおば保育園	☎ 22・2566	1歳から就学前まで
	中央保育園	中央保育園	☎ 23・6030	1歳から就学前まで
	中央保育園分園	中央保育園分園	☎ 21・7870	3歳から就学前まで
	はるみ保育園	はるみ保育園	☎ 21・0275	3か月から就学前まで
	たから保育園	たから保育園	☎ 23・2233	2か月から就学前まで
	エンゼル保育園	エンゼル東保育園	☎ 22・3327	2か月から就学前まで
	おひさま保育園	おひさま保育園	☎ 31・8445	2か月から3歳まで
	あやめ保育園	あやめ保育園	☎ 85・1505	2か月から就学前まで
	おばやし保育園	おばやし保育園	☎ 31・9880	3か月から就学前まで
	しようぶ保育園	しようぶ保育園	☎ 85・5895	2か月から2歳まで
	栗橋保育園	栗橋保育園	☎ 52・0074	2か月から2歳まで
	栗橋保育園分園	栗橋保育園分園	☎ 52・0074	2か月から2歳まで
	おおしか保育園	おおしか保育園	☎ 52・5988	3か月から就学前まで
	なすな保育園	なすな保育園	☎ 52・5047	3か月から就学前まで
	認定こども園さくらのもり保育園	認定こども園さくらのもり保育園	☎ 52・5871	6か月から就学前まで
	鷺宮保育園	鷺宮保育園	☎ 58・1510	2か月から就学前まで
	鷺宮第二保育園	鷺宮第二保育園	☎ 58・1510	2か月から就学前まで
	鷺宮第二保育園	鷺宮第二保育園	☎ 58・1510	2か月から就学前まで
	認定こども園さくらだ保育園	認定こども園さくらだ保育園	☎ 58・9895	6か月から就学前まで
	鷺宮桜が丘保育園	鷺宮桜が丘保育園	☎ 58・3003	6か月から2歳まで
	中央幼稚園	中央幼稚園	☎ 22・8547	4歳から就学前まで
	栗橋幼稚園	栗橋幼稚園	☎ 52・3346	4歳から就学前まで
	認定こども園栗橋さくら幼稚園	認定こども園栗橋さくら幼稚園	☎ 52・5871	3歳から就学前まで
	認定こども園桜田幼稚園	認定こども園桜田幼稚園	☎ 58・10003	3歳から就学前まで

※支給認定申請手続きが必要な施設は変更となる場合があります。
※中央保育園は改修工事のため、新規の受け付けは行いません。
※さくらのもり保育園の4歳・5歳は平成27年4月から受け入れ予定です。
※市内の地域型保育事業の情報は、保育課または各総合支所福祉課へお問い合わせください。

平成27年1月から70歳未満の方の高額療養費制度が変わります

高額療養費制度とは、同一月内の医療費の支払いが高額となり、世帯の「所得区分」に応じて定められた「自己負担限度額」を超えた場合に、限度額を

超過した分を支給する制度です。平成27年1月診療分から「自己負担限度額」の「所得区分」が細分化され、次のように変更されます。

【70歳未満の自己負担限度額（月額）】

（平成26年12月まで）

所得区分	自己負担限度額		記号
	（3回目まで）	（4回目以降）	
上位所得者（所得600万円超）	150,000円＋（医療費の総額－500,000円）×1%	83,400円	A
一般（所得600万円以下）	80,100円＋（医療費の総額－267,000円）×1%	44,400円	B
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	C

（平成27年1月から）

所得区分	自己負担限度額		記号
	（3回目まで）	（4回目以降）	
所得901万円超	252,600円＋（医療費の総額－842,000円）×1%	140,100円	ア
所得600万円超901万円以下	167,400円＋（医療費の総額－558,000円）×1%	93,000円	イ
所得210万円超600万円以下	80,100円＋（医療費の総額－267,000円）×1%	44,400円	ウ
所得210万円以下	57,600円	44,400円	エ
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	オ

※所得とは、総所得金額等から基礎控除額（33万円）を差し引いた金額です。
 ※4回目以降は、過去12か月以内で4回以上高額療養費に該当した場合の金額です。
 ※70歳以上の方の高額療養費自己負担限度額の変更はありません。
 ※記号は限度額適用認定証における適用区分の表示です。

現在、有効期限が12月31日の限度額適用認定証をお持ちの方には、平成27年1月1日から有効となる新たな所得区分の限度額適用認定証を12月中旬に郵送します。

◆高額療養費制度のポイント

- ・月（1日～末日）ごとの受診で計算します。
- ・医療機関等への保険診療分の支払いが2万1000円以上の費用を合算します。
- ・内科と歯科、外来と入院は別々に計算します。
- ・入院時の食事代や差額ベッド代などの保険適用とならない費用は対象外です。

◆高額療養費の申請

国民健康保険課では、高額療養費の支給対象となった世帯に「高額療養費支給申請書」を送付しています。発送の時期は、医療機関から提出されるレポート（診療報酬明細書）の確定後となるため、受診された月から約3か月後となります。

なお、高額な医療費を支払った場合で、診療を受けた月から4か月程度経っても申請書が届かない場合は、お問い合わせください。

また、高額療養費の支給を受けられるのは、診療を受けた月の翌月の初日から2年です。

この期間を過ぎると請求権の消滅時効となり、支給を受けることができませんのでご注意ください。

◆限度額適用認定証をご利用ください

あらかじめ、国民健康保険から「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関の窓口で提示することで、窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめることができます。限度額適用認定証は、国民健康保険課および各総合支所市民課窓口で申請できます。

なお、国民健康保険税に滞納がある世帯については、限度額適用認定証を交付できない場合があります。

※70歳以上の方は、高齢受給者証の提示により、医療機関窓口での支払いが自動的に自己負担限度額までにとどめられます。（住民税非課税世帯の所得区分の適用を受けるためには、限度額適用認定証が必要です。）

◆所得が無くても住民税申告をお願いします

国民健康保険では、自己負担限度額の所得区分判定を行うにあたり、世帯に属する被保険者全員（16歳未満、確定申告および住民税申告の扶養・配偶者控除対象の方は除く）の所得の申告が必要です。所得が0円の場合でも住民税申告がない場合は、所得区分最上位と判定されてしまいますので、住民税申告をしてください。また、国民健康保険税申告書の提出のみで住民税申告がない場合も、所得区分最上位と判定されますので、ご注意ください。

問合せ 国民健康保険課給付係（内線3448）／各総合支所市民課（菖蒲・内線122／栗橋・内線215／鷺宮・内線127）

医療機関を上手に 受診しましょう

上手に医療機関にかかることは、納得のいく医療を受けることにもつながります。

左の10箇条は、自分の望む医療を選択して治療を受けるためには、まずは「いのちの主人公」、「からだの責任者」としての自覚が大切ということで、患者が主人公になつて医療に参加するためにどのような心構えで医療を受ければよいのかをまとめたものです。患者と医療に携わる方のそ

れぞれが、対話と交流により、良い関係を作ることが大切です、患者にもちよつとした心掛けが必要です。左の10箇条を参考に受診してみても良いでしょう。

その他、医療機関では、それぞれに受け付け時間や受診の方法が決められていますので、初めてかかる場合には、あらかじめ医療機関に受診の仕方を問い合わせることをお勧めします。

新・医者にかかる10箇条

～あなたが「いのちの主人公・からだの責任者」～

- 1 伝えたいことはメモして準備
- 2 対話の始まりはあいさつから
- 3 よりよい関係づくりはあなたにも責任が
- 4 自覚症状と病歴はあなたの伝える大切な情報
- 5 これからの見通しを聞きましょう
- 6 その後の変化も伝える努力を
- 7 大事なことはメモをとって確認
- 8 納得できないときは何度でも質問を
- 9 医療にも不確実なことや限界がある
- 10 治療方法を定めるのはあなたです

【出典 NPO法人ささえあい医療人権センターCOML】

◆診察を受ける準備

自分の症状を正しく伝えると、医師も判断しやすく適切な治療を受けられることにもつながります。

過去の病歴等も含めた自分の体の状態を説明できるように、あらかじめ整理しておきましょう。

整理した内容と不安に思っていること等をメモして用意しておくこと、医師に、要領よく伝えることができます。

◆診察中に心掛けること

医師と良い関係を築くためにもあいさつをはじめとしたコミュニケーションが大切です。

一方で、心配のあまり、時間をかけて自分の話を聞いてほしいと思うものですが、ほかに診察をしなければならぬ患者がいることも考えてみてください。

それから、治療の方法や、日常生活で気をつけることなど、大切なことはメモをとっておくようにしましょう。

また、専門的な話でよく分からないこともあると思います。自分の体に関わることですから、そのままにせず、質問して納得してから治療を受けましょう。

◆次の診察に向けて

今後の見通しが立つと、自分が何をすべきか分かりますので、どのように治療をしていくのか、手術が必要なのかなど、確認してみましよう。

次の診察では、「良くなった」、「悪くなった」、「変化がない」といった状態の変化を医師に伝えることが、治療の判断に役立ちます。

医師とのコミュニケーションを良くして治療を受けても、残念ながら、必ずしも全ての病気が完治するというものではありません。病気によつては、進行を遅らせることが今の医療水準の限界ということがあります。そのことを理解した上で、医師の助言や提案などを聞きながら、納得して、治療方法を選択していくことが大切です。



とねっと参加申し込みの 出張受け付けを行います

久喜市を含む利根保健医療圏では、地域医療ネットワークシステム「とねっと」によ

る医療連携を行っています。

「とねっと」の手続きは、健康医療課または各保健センターで受け付けているほか、「とねっと」を運営する協議会宛てに郵送でも受け付けています。

今回は、このほか、団体等を対象に、地域に向いて「とねっと」の説明と参加申し込みの受け付けを行います。

出張受け付けを希望される場合には、要件をご確認の上、健康医療課にお問い合わせください。

【要件】
・地域や団体等で、10人以上の市民が集まること
・会場を用意できること

【出張受付期間】
11月20日(木)から平成27年3月31日(火)までの月々金曜日(祝日は除きます。)で9時から16時まで

※日程は、ご希望に添えない場合もありますので、複数の日を検討してください。



問合せ 健康医療課地域医療係 (内線3423)

久喜市の介護保険の現状を お知らせします

現在、久喜市の介護保険料は、平成24年度から平成26年度までの財政状況見込みを基に決定しています。

平成27年度からの介護保険料は、平成27年度から平成29年度までの3年間の財政状況を推計し、決定していくこととなります。現在の久喜市の高齢化の状況や、介護保険の状況等についてお知らせします。

問合せ 介護福祉課保険料・給付係（内線3265）

表1 高齢者人口・高齢化率の推移

	平成26年4月 現在	平成32年4月 見込み	平成37年4月 見込み
総人口	154,997人	148,403人	143,312人
高齢者(65歳以上) 人口	38,174人	45,211人	46,469人
高齢化率	24.6%	30.5%	32.4%

表2 要介護認定者数の状況

	平成23年 3月現在	平成24年 3月現在	平成25年 3月現在	平成26年 3月現在
要介護認定者数	4,068人	4,284人	4,577人	4,919人

表3 介護給付費の状況

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
介護給付費	約62億 8,000万円	約68億円	約72億 3,000万円

表4 平成24年度から平成26年度の介護保険料(1か月あたりの基準額)の久喜市・埼玉県平均・全国平均の比較

	久喜市	埼玉県平均	全国平均
介護保険料	4,396円	4,506円	4,972円

介護保険制度

高齢化社会の進展により、介護を必要とする方が急速に増加するとともに、介護期間の長期化や介護する家族の高齢化、核家族化の進行による家族介護機能の低下など、介護問題がより深刻になりました。この問題を解決するため、社会全体で介護を支えるべきという考えから、平成12年に介護保険制度が創設されました。

介護保険制度では、高齢者自身の希望をできるだけ尊重し、その人らしい自立した質の高い生活が送れるよう、社会的に支援することを理念として、「今、介護が必要な人を、元気な人の保険料で助け、自分が介護を必要としたときには、そのときに元気な他の人の保険料で助けてもらう」という、助け合いの考え方を制度に反映させたものとなっています。

急速に進む高齢化

日本全国で高齢化が進んでいて、久喜市においても例外ではありません。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、久喜市の人口は少しずつ減少していく一方で、高齢者(65歳以上)人口については年々増加し、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる平成37年にピークを迎えるものと予測されています。(表1参照)

また、高齢者の中でも要介護状態となる可能性が高くなる75歳以上(後期高齢者)の人数が大きく伸びていくものと予測されています。

のと予測されています。

増加する要介護認定者

こうした高齢者人口の増大に伴い、介護を必要とする高齢者数も年々増加している状況です。(表2参照)

現在の久喜市では、65歳以上の人口に対する要介護認定者数の割合(認定率)が、全国平均や埼玉県の平均と比べて低くなっていることから、本市は比較的「元気な高齢者」の方が多いことを示しています。

しかし、後期高齢者の人数の伸びが大きくなると予測されていて、要介護認定者は今後も増加していくものと考えられます。

今後の介護保険料

このような状況の中、介護に必要な費用である介護給付費は、年々大きく増加しています。(表3参照)

介護給付費は、国・県・市の負担金のほか、皆さんに負担していただいている介護保険料を財源としています。

久喜市の人口1人あたりの介護保険料の基準額は、現在、月額4396円で、全国平均や埼玉県の平均を若干下回っていますが、今後の高齢化を考えたとき、介護給付費を支える介護保険料の上昇は避けられないものと考えられます。(表4参照)

平成27年度から平成29年度の介護保険料は、平成27年5月ごろには、皆さんにお知らせする予定です。

インターネットを活用した久喜市の情報発信

◆メール配信サービス

メール配信サービスは、携帯電話やパソコンに久喜市の情報を電子メールで配信するサービスです。登録方法や配信内容についてご不明な点は、職員にお気軽にお声掛けください。

問合せ シティプロモーション課広報広聴係（内線5912）

●登録方法

- ①メール配信を受ける携帯電話またはパソコンから、次の登録用メールアドレスへ空メールを送信してください。
- ②空メール送信後、市から返信メールが届きますので、メールに従い登録手続きを行ってください。

●登録用メールアドレス

○子育て支援情報
kuki.kosodate@mpme.jp
子育て支援行事案内
予防接種、健診情報など



○安全・安心情報
kuki.anzen@mpme.jp
不審者情報、防犯情報など



○市政・イベント情報
kuki.info@mpme.jp
市からのお知らせ、
観光・イベント情報など



○防災行政無線情報
kuki.bousai@mpme.jp
防災行政無線の放送内容



●メールが届かない方へ

迷惑メール対策などで受信拒否設定をしている場合や、携帯電話会社の迷惑メールに関するセキュリティが強化された場合にはメールが届かないことがあります。その場合は、ご使用の携帯電話により、設定方法が異なりますので、取扱説明書をご覧になるか、各携帯電話会社へお問い合わせください。

◆ツイッター・フェイスブックページ

市ではツイッターやフェイスブックページを活用して、イベント情報や市政情報、子育て支援情報などをタイムリーに発信しています。また、災害時の情報発信ツールとしても活用します。

問合せ シティプロモーション課広報広聴係（内線5912）

●ツイッター

【アカウント】

Kuki_City_PR

【アドレス】

http://twitter.com/Kuki_City_PR



●フェイスブックページ

【アカウント】

久喜市

【アドレス】

<http://www.facebook.com/City.Kuki>



障がい児・障がい者支援 サービスをご利用ください

障がいのある方がその能力と適性に応じ自立した生活が送れるよう、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」によるサービスや、障がい児が身近な地域でサービスを受けられるよう児童福祉法によるサービスを実施しています。

日常生活の中でのさまざまな心配事や各種サービスの利用方法、利用者負担等については、お気軽にご相談ください。

問合せ 障がい者福祉課自立支援係（内線3246）／各総合支所福祉課（菖蒲・内線141／栗橋・内線248／鷺宮・内線161）

主な障がい福祉サービス

対象者は、身体障がい者（難病等により一定の障がいがある者を含む）、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者を含む）、障がい児の方です。

(1) 介護給付 障害支援区分が一定以上の方に生活上または療養上の必要な介護を行います。

居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、同行援護、短期入所、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、施設入所支援

(2) 訓練等給付 身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。

自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助（グループホーム）

(3) 相談支援給付 サービス等利用計画の作成や、地域生活への移行・定着支援を行います。

計画相談支援、障がい児相談支援、地域相談支援

(4) 自立支援医療 障がいの程度を軽くしたり、取り除いたりする医療費の本人負担分を給付します。

更生医療、育成医療、精神通院医療

(5) 補装具費の支給 失われた身体機能を補完、または代替するための、更生用の用具を購入・修理する際に補装具費を支給します。

義肢、装具、盲人安全つえ、眼鏡、補聴器、車椅子等

(6) 地域生活支援事業 障がい者が地域生活を円滑に送るため、市が事業を行います。

相談支援、意思疎通支援（手話通訳

要約筆記）、日常生活用具の給付、移動支援、地域活動支援センター、訪問入浴、日中一時支援等

主な障がい児通所支援サービス

(1) 児童発達支援 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等の必要な支援を行います。

(2) 放課後等デイサービス 生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の必要な支援を行います。

(3) 保育所等訪問支援 保育所等を利用中の障がい児に対して、集団生活に適応するための専門的な支援等を行います。

相談窓口を紹介します

◆障がいのある方の相談窓口

【地域の障がい者等の相談に応じ必要な情報の提供、助言等】

- ①主に身体障がい者に関する相談
● 埼玉県障害者生活支援センターきらら（☎26・9753 / ☎24・3577）
- ②主に知的障がい者に関する相談
● 埼玉県障害者生活支援センターきらら（☎26・4866 / ☎26・4870）
- 埼玉県障害者生活支援センターたいよう（☎48・7731 / ☎48・7732）

- ③主に精神障がい者に関する相談
● 埼玉県障がい者生活支援センターふれんだむ（☎36・2600 / ☎36・2601）
- 埼玉県障害者生活支援センターパール（☎25・2755 / ☎29・3885）

● 埼玉県障害者生活支援センター（☎048・768・3351 / ☎048・768・2305）

◆障がい者の就労に関する相談

【就職に向けての準備支援、職場復帰に向けての支援等】

- 久喜市障害者就労支援センター（☎21・3400 / ☎26・4870）

◆高次脳機能障がいに関する相談

【本人、家族、関係機関からの相談や、医療と福祉の一体的な支援】

- 埼玉県高次脳機能障害者支援センター（☎048・781・2236 / ☎048・781・2218）

◆発達障がいに関する相談

【適切な機関等の情報提供、家庭療育に関する相談や支援等】

- 埼玉県発達障害者支援センターまほろば（☎049・239・3553 / ☎049・233・0223）

◆難病に関する相談

【難病患者の方、その家族からの相談や支援等】

- 埼玉県難病相談・支援センター（☎048・768・3351 / ☎048・768・2305）

受章おめでとうございます

高齢者叙勲
旭日単光章（地方自治功勞）
旭日単光章



川満次郎さん
はせ谷（菖蒲町小林）
長

昭和42年から通算4期約15年10か月間、菖蒲町議会議員として活躍され、同町議会議文教厚生常任委員会副委員長を務めたほか、北本地区衛生組合議会議員も務めるなど、町政の発展に尽力されました。

介護認定調査員募集

内容 介護保険認定に係る訪問調査

応募資格 介護支援専門員の資格を有する方（要普通自動車運転免許）

※介護保険認定調査の経験がない方も可

勤務地 ①菖蒲総合支所 ②栗橋総合支所
募集人数 各1人

採用時期 平成27年1月
勤務日 月～金曜日 8時30分～17時15分（週3日以内）

報酬 月額1万円
募集期限 11月28日（金）消印有効

申込み・問合せ ①菖蒲総合支所福祉課（内線107）
②栗橋総合支所福祉課（内線231）

住宅用太陽光発電システム設置費用の一部助成追加募集

市では、温室効果ガスの削減と石油代替エネルギーの導入を促進するため、住宅用太陽光発電システムの設置費用の一部助成を追加募集します。

既存、新築を問わず助成の対象となりますが、助成には制限がありますので、詳しく

はお問い合わせいただくか市ホームページをご覧ください。
募集期限 12月25日（木）
※受付金額の合計が予算額を超えた場合抽選

問合せ 環境課環境企画係（内線2824）

久喜市男女共同参画審議会委員募集

内容 男女共同参画に関する行動計画の策定等の調査審議と苦情調査

応募資格 18歳以上の市内在住・在勤・在学者

※既に五つ以上の審議会等の委員を兼任している方は応募できません。

募集人数 3人
委員構成 公募による市民、

学識経験者等（計10人）
委員の任期 委嘱日から2年
会議開催の予定 年2回程度
報酬 月額6000円

募集期限 11月26日（水）消印有効

応募方法・問合せ 住所・氏名・生年月日・性別・電話番号・応募動機（400字程度）を明記の上、持参または郵

送・FAX・Eメールで、人權推進課男女共同参画係（〒346-8501 所在地記入不要／内線2322／☎223319／Eメールjinken@city.kuki.lg.jp）へ

選考および結果 公募選考委員会にて選考し、結果は応募者全員に通知します。

事務事業評価実施結果をお知らせします

市では、「市民の視点に立った市政運営」を達成するため、行政評価を推進しています。

その中で、平成26年度に実施した事務事業評価の結果概要をお知らせします。

平成26年度の事務事業評価は、平成25年度に実施した全事務事業を評価対象とした上で、事業費の大きさなどによ

る選別を経て、194事業について評価を実施しました。その結果（事務事業の方向性）は、下表のとおりです。

詳しい資料は、企画政策課公文書館、中央・菖蒲・鷺宮の各図書館、栗橋文化会館図書室または市ホームページでご覧になれます。

事務事業の方向性	件数
現状維持	141
拡大基調	24
改善	13
廃止	12
縮小	3
革新	1
合計	194

問合せ 企画政策課行政管理係（内線2286）

第5回家庭教育フォーラム開催

スマートフォン、ネット、ICTの正負を知り、正しく使える大人になるために

日時 11月26日（水）受け付け13時～13時30分～15時45分
場所 鷺宮総合支所4階407・408会議室

内容 講演「危ないから使うな！」から「上手に使う」へ
講師 大西久雄さん（越谷市教育センター所長）
対象 小・中学生の保護者、家庭教育に興味をお持ちの方

定員 70人（申込順）

申込期間 11月10日（月）～21日（金）
申込方法・問合せ 直接または電話で、生涯学習課生涯学習係（菖蒲総合支所内／内線363）へ

重度心身障害者医療費の 受給対象者が変わります

平成27年1月1日から、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方が、新たに重度心身障害者医療費の受給対象となります。(精神病床への入院医療費は対象外)

該当する方には、11月中旬ごろに申請のご案内を郵送します。受給資格登録の申請をお願いします。

また、平成27年1月1日以降、次のいずれかの要件に該当したときの年齢が65歳以上の場合には対象外となります。

- ・身体障害者手帳1～3級
- ・療育手帳(A・A・B)

- ・精神障害者保健福祉手帳1級

- ・身体障害者手帳4級の一部

または精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受け、埼玉県後期高齢者医療広域連合等の障害認定を受けた

※既に受給している方は引き続き対象となります。詳しくはお問い合わせください。

申請・問合せ 障がい者福祉課障がい者福祉係(内線3245) / 各総合支所福祉課(菖蒲・内線106 / 栗橋・内線237 / 鷺宮・内線165)

入学準備金・奨学金の 貸付制度のお知らせ

市では、進学の意欲がありながら、経済的な理由で就学の入学準備金・奨学金の貸し付けを行っています。

○高等学校／専修学校(高等課程)

- ・入学準備金20万円以内
- ・奨学金(月額)1万円以内
- 大学／専修学校(専門課程)
- ・入学準備金50万円以内

- ・奨学金(月額)1万5000円以内

申請期間 12月1日(月)～22日(月)

申請方法 申請書(学務課(菖蒲総合支所内)、教育委員会各分室で11月4日(火)から配布。)に必要書類を添えて、同配布場所窓口へ

※条件等の詳細は、窓口配布の案内書をご覧ください。

問合せ 学務課学事係(内線332)

ひとり親家庭児童就学支度金 支給制度をご利用ください

母子家庭、父子家庭または養育者家庭の子どもが、中学校へ入学するときに就学支度金を支給します。

支給額 1万円

支給要件 次の①から③までの全てに該当する方

①養育している子どもが、平成27年4月に中学校入学予定であること

②市民税非課税世帯であること(申請者、同居の扶養義務者が対象)

③生活保護受給中でないこと

申請期限 12月26日(金)

申請方法・問合せ 支給申請書(子育て支援課または各総合支所福祉課で配布)に必要な事項を記入の上、直接または郵送で、子育て支援課医療手当係(〒346-8501所在地記入不要/内線3286)または直接、各総合支所福祉課(菖蒲・内線145 / 栗橋・内線238 / 鷺宮・内線168)へ

勤労者住宅資金貸付制度の お知らせ

市では、勤労者の皆さんが市内に自ら居住するための住宅を新築、増改築、修繕、模様替え、または購入するための資金の貸し付けを実施しています。

対象 次の①から③までの全てに該当する方

①市内に居住、または居住しようとする方

②同一事業所に2年以上勤務している方

③20歳以上60歳以下の方

○有担保貸付
貸付金額 1500万円以内

貸付利率 1・865%

※別途保証料が掛かります。

貸付期間 25年以内(金額により短縮)

○無担保貸付
貸付金額 500万円以内

貸付利率 2・715%

※別途保証料が掛かります。

貸付期間 15年以内(金額により短縮)

※審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

申込方法・問合せ 直接、商工観光課商工労働係(内線2882)へ

菖蒲地区・鷺宮地区

人権のつどい開催

小・中学校の児童生徒が、差別のない社会を目指すためにはどうしたらよいか、日常感じていることや訴えたいこと、学校生活や将来の夢などを作文発表します。皆さんも人権について考えてみませんか。

※手話通訳者を配置します。入場料は無料です。

久喜市合併5周年記念事業

菖蒲地区「人権のつどい・少年の主張大会」

日時 11月15日(土) 受け付け8時30分／9時～12時45分

場所 菖蒲文化会館（アミーゴ）

内容 小・中学生による人権標語・人権作文、少年の主張作文の発表／アトラクション発表…菖蒲幼稚園「歌」、おおしか保育園「元気太鼓の演奏」、三箇小学校「劇と紙芝居と歌」、しょうぶアンサンブル教室「演奏」、長龍寺幼稚園「和太鼓の演奏」、菖蒲中学校「よさこいソーラン」／人権啓発用行灯、市内全児童・生徒が作成した「埼玉10万人メッセージ」と「埼玉10万羽の折鶴」（久喜市分）の展示、吹き流し、ペットボトルロケットの掲出、しょうぶ会館事業の作品等展示

※託児有り 11月13日(木)までに予約

主催 久喜市人権啓発菖蒲実行委員会／後援 久喜市、久喜市教育委員会

問合せ 菖蒲総合支所総務管理課（内線215）

久喜市合併5周年記念事業

鷺宮地区「人権のつどい」

日時 12月13日(土) 受け付け13時／13時10分～16時

場所 鷺宮西コミュニティセンター（おおとり）

内容 小・中学生による人権作文の発表／アトラクション発表…鷺宮保育園・鷺宮第2保育園「合唱・合奏」、さく☆らだ音楽隊「合奏」、砂原小学校「合唱」、県立鷺宮高等学校吹奏楽部、太東中学校吹奏楽部／市内全児童・生徒が作成した「埼玉10万人メッセージ」と「埼玉10万羽の折鶴」（久喜市分）の展示、幼稚園児による絵画の展示、福祉施設等による展示・販売、啓発品の配布

※託児有り 12月5日(金)までに予約

主催 久喜市人権啓発鷺宮実行委員会／後援 久喜市、久喜市教育委員会

問合せ 鷺宮総合支所総務管理課（内線319）

日時 11月16日(日) 10時～14時
※雨天決行
場所 栗橋文化会館（イリス）
／栗橋B&G海洋センター
内容 農業・商工・環境・福祉・健康等の各コーナーでの展示・販売、相談、フリーマーケットや体験コーナー等
主催 栗橋やさしさ・ときめ

共催 久喜市商工会栗橋支所
後援 久喜市、久喜市社会福祉協議会、JA埼玉みずほ農業協同組合、久喜市栗橋観光協会
問合せ 同祭り実行委員会事務局（栗橋総合支所市民課内／内線217）



昨年の祭りの様子

久喜市合併5周年事業 平成26年度 栗橋やさしさ・ときめき祭り開催

12月28日の日曜開庁はお休みします

本庁舎の電気工事のため、12月28日の日曜開庁は、本庁舎、各総合支所ともにお休みします。平成27年1月4日からは、通常通り日曜開庁を実施します。

問合せ 企画政策課企画政策係
（内線2283）

年金コラム

国民年金保険料 控除証明書の送付

「年末調整」や「確定申告」を行うとき、国民年金保険料納付額は「社会保険料控除」の対象となります。

この「社会保険料控除」を受けるための「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が日本年金機構から次の時期に送付されます。大切に保管してください。

○11月上旬に送付される方

1月1日から9月30日までの間に保険料を納付した方

○平成27年2月上旬に送付される方

10月1日から12月31日までの間にその年の保険料を初めて納付した方

11月30日（いいみらい）は「年金の日」です

今年から、ねんきんネット等を活用してご自身の年金記録や年金見込み額を確認し、高齢期の生活設計に思いを巡らせていただくことを目的に、11月30日を「年金の日」とすることにしました。

この機会に、未来の生活設計について考えてみませんか。

ねんきんネットについては、春日部年金事務所へお問い合わせください。

問合せ 春日部年金事務所 ☎048・737・7112 / 市民課市民係（内線2663） / 各総合支所市民課（菫・内線121 / 栗橋・内線215 / 鷺宮・内線126）

わがやのアイドル



ふくし かいせい 福士 快晴くん(2歳)
(久喜東4)
元気に大きくなってね



やのう くづみ 矢納 空果ちゃん(2歳)
(久喜北2)
もうすぐお姉ちゃん♡

愛の泉

～善意をありがとうございます～

★保健福祉のために

MUHAMMAD IDREESさん	金50,000円
清流会さん	金30,000円
(株)ADEKA労働組合久喜分会さん	金20,000円

連載 久喜歴史だより(第37回)

縄文時代の暮らしがわかる

地獄田遺跡



▲耳飾り(上)と土版(下)
人面付

地獄田遺跡は菫蒲町小林に所在する縄文時代後期から晩期、今から3500年から2800年前ごろの遺跡です。昭和55年に発掘調査が行われ、5軒の住居跡が見つかりました。

地獄田遺跡では、煮炊きにする縄文土器、ドングリを粉にする石皿と磨石など生活をしていく上で欠かせない道具が大量に出土した一方、アクセサリーや呪術的な道具など多彩な遺物も見つかりました。

アクセサリーとしては、耳飾りが数多く見つかりました。耳飾りは耳たぶに穴をあけてはめ込むもので、現代のピアスのようなものです。いろいろな大きさやデザインのものが見つかっていて、なかには直径が8cm近くもある大型のものも見つかっています。また、ネックレスになる勾玉や管玉なども見つかっていて、アクセサリーで着飾ったおしゃれな縄文時代の人々の姿を想像することができます。

呪術的な儀式で使われたと考えられる道具としては、土偶、石棒、土版な

どが出土しています。遺跡が形成された縄文時代後期・晩期は、それまでの温暖な時代から徐々に寒冷化していく時代でした。ドングリなどを主食としていた当時の人々にとって環境変化の影響は大きく、その不安の中で人々は呪術的なものに頼っていったと考えられています。

呪術的な道具のなかで、珍しいものとして人面付土版があります。土版は守り札のようなもので、何ともいえないユーモラスな顔をしています。地獄田遺跡の人々がどのような思いで作ったのかをいろいろと考えてみるのも楽しいかもしれません。

郷土資料館では、地獄田遺跡を紹介した「第5回特別展 発掘！縄文時代のむらー地獄田遺跡展」を12月27日(土)まで開催中です。縄文時代の人々が使っていた道具の数々を、実際にご覧ください。



問合せ 郷土資料館 ☎57・1200



子ども議会



8月22日(金)、「子ども議会」が行われました。市内小・中学生18人が子ども議員となり、実際の市議会と同じ形式で、市政に対する質問を行いました。子ども議員は、少し緊張した様子ながらも、堂々と質問を行い、市長と教育長の答弁に熱心に耳を傾けていました。

小・中学生が市長を表敬訪問

全国大会に出場した小・中学生が、9月30日(火)に田中市長を表敬訪問しました。



▲全国小学生陸上競技交流大会（4×100mリレー）に出場した栢間小学校6年の飯塚真優さん



▲全国中学校水泳競技大会（女子200m自由形）に出場した菖蒲中学校2年の平川桜さん



▲全国中学校水泳競技大会（女子100m・200m背泳ぎ）に出場した鷺宮中学校2年の染谷世奈さん

写真ニュース

第26回久喜地区「平和と人権のつどい」



▲小・中学生による人権作文の発表



▲久喜総合文化会館大ホールを彩った11,246羽（平成26年度分）の折鶴
9月13日(土)、久喜総合文化会館で、第26回久喜地区「平和と人権のつどい」が行われました。

当日は、人権作文の発表や保育園、幼稚園、小学校、活動団体などの皆さんによるアトラクションなどが行われました。

また、会場内外には45,881羽の折鶴、埼玉10万人メッセージ、埼玉情の泉、平和の絵画などの児童生徒の思いが込められた作品が展示されました。

秋の交通安全運動出発式・クラシックカーパレード



9月20日(土)、久喜駅西口駅前周辺で、「秋の交通安全運動出発式・クラシックカーパレード」が行われました。

歌手のあべ静江さんが1日警察署長を務め、交通事故防止を呼び掛けていました。

お知らせ

久喜市役所 ☎22-1111
 菖蒲総合支所 ☎85-1111
 栗橋総合支所 ☎53-1111
 鷺宮総合支所 ☎58-1111

お知らせ

仕事をお探しの方へ

久喜市ふるさとハローワークのご案内

久喜市民をはじめとする多くの皆さんの仕事探しを応援するため、市と連携して、市役所2階に「ふるさとハローワーク」を開設しています。

専任の相談員による職業相談、冊子による求人情報の提供のほか、タッチパネル方式の求人情報自己検索システム（パソコン5台）を導入し、県内および東京都内の求人情報を検索できます。

※雇用保険の失業給付などの手続きは行っていません。

利用日時 月々金曜日(祝日、年末年始を除く) 9時～17時
 問合せ 久喜市ふるさとハ

ローワーク ☎29・2768
 / ☎22・3182

第3次求人企業合同面接会

県雇用対策協議会では、平成26年度第3次求人企業合同面接会を開催します。

日時 11月20日(木) 13時～16時
 場所 大宮ソニックシティビル4階市民ホール(さいたま市大宮区桜木町1の7の5)
 対象 平成27年3月に大学・短期大学・専門学校卒業が見込まれる方(卒業後1～3年以内の既卒者も可)

申込み 不要
 その他 入退場自由、来場者全員に参加企業求人情報(参加企業一覧)を配布します。

※詳しくは、お問い合わせください。
 問合せ 同協議会 ☎048・647・4185

パートタイム労働法が改正されました

パートタイム労働者の公正な待遇を確保し、納得して働くことができるようにするため、パートタイム労働法が改正されました。

改正の主なポイント

・正社員との差別的取り扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲が拡大されました。

・パートタイム労働者と正社員の待遇を相違させる場合は職務の内容等を考慮して、不合理と認められるものであってはならないとする
 「短時間労働者の待遇の原則」が新設されました。
 詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 埼玉労働局雇用均等室 ☎048・600・6210

11月は「いじめ撲滅強調月間」です

県では、11月を「いじめ撲滅強調月間」に制定し、いじめの根絶に集中的に取り組んでいます。一人で悩まずにご相談ください。

電話相談窓口

◆よい子の電話教育相談
 ・子ども専用(18歳以下) ☎0120・86・3192
 ・保護者専用 ☎048・556・0874

受付時間 24時間365日対応
 ・Eメール soundan@spec.ed.jp



QRコード

◆埼玉県警察少年サポートセンター

・ヤングテレホンコーナー ☎048・861・1152
 受付時間 月々土曜日 8時

30分～17時15分(祝日、年末年始を除く)

◆子どもスマイルネット

☎048・822・7007
 受付時間 毎日 10時30分～18時(祝日、年末年始を除く)

◆埼玉いのちの電話

・子どもライン(18歳以下) ☎048・640・6400
 受付時間 金・土曜日 15時～21時30分

・相談電話

☎048・645・4343
 受付時間 24時間365日対応
 ◆さいたまチャイルドライン
 ・子ども専用(18歳以下) ☎0120・99・7777
 受付時間 毎日 16時～21時(年末年始を除く)

◆埼玉県こころの電話

☎048・723・1447
 受付時間 月々金曜日 9時～17時(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

問合せ 県青少年課 ☎048・830・5858

検察審査員に選ばれたらご協力をお願いします

「交通事故、詐欺、脅迫などの被害に遭い、警察や検察庁に訴えたが、検察官がその事件を起訴してくれない。納得できない。」というような方のために、検察官のした処分の正当性を審査する機関と

して検察審査会があります。検察審査会では11人の審査員により審査が行われます。審査員は、選挙権を持つ皆さんの中からくじで選ばれます。審査員に選ばれたら、市民の代表としてご協力をお願いします。

この制度をドラマ形式で紹介したDVDの貸し出しを行っております。希望する方はお問い合わせください。

問合せ さいたま地方裁判所内さいたま第一検察審査会事務局 ☎048・863・8714

がんばる中小企業・事業者を応援します

県では、新たな事業に取り組み中小企業や事業者に対し、中小企業診断士などの専門家を派遣して経営計画の作成と実行を支援する制度を展開しています。

計画を作成することで、自社の強みや弱みを認識するとともに、「いつ」「誰が」「何を」すべきか、経営課題を明確にすることができます。

新たな取り組みを思案中の中小企業や事業者の皆さん、ぜひ経営革新計画を作成してみませんか。

問合せ 県産業支援課経営革新支援担当 ☎048・830・3910

建設業退職金共済制度のお知らせ

建設業退職金共済制度は、事業主が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに同共済から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。加入できる事業者 建設業を営む方
対象となる労働者 建設業の現場で働く方

掛金 日額310円
問合せ 勤労者退職金共済機構埼玉支部 ☎048・861・5111

麻薬・覚せい剤乱用防止運動(11月30日まで)

危険ドラッグは買わない！使わない！ かかわらない！

麻薬・覚せい剤・大麻・危険ドラッグなどの薬物乱用は、個人の問題にとどまらず、社会全体に計り知れない危害をもたらします。特に、危険ドラッグの乱用が若者を中心に広がっていて、使用者本人の健康被害や二次的な死傷事故が多発しています。

危険ドラッグは、「合法ハーブ」、「お香」、「アロマ」など、一見違法な薬物ではないかのように販売されているケースが数多くあります。実際には麻薬や覚せい剤、またはそれらに似た作用をもつ化学物質が含まれていることがあります。絶対に買わないでください。

薬物乱用は自分の人生だけでなく、家族など周りの人たちの人生までも狂わせてしまいます。正しい知識を身に付け、薬物乱用を根絶しましょう。薬物でお困りの方は、ご相談ください。また、危険ドラッグ販売店舗に関する情報等をお持ちの方は、お知らせください。

問合せ 幸手保健所 ☎42・1101 / 県薬務課 ☎048・830・3633

ノロウイルスによる食中毒にご用心

11月から3月はノロウイルスが流行する季節です。昨年度はウイルスを原因とする食中毒17件のうち、14件がこの期間に発生しました。

ノロウイルスは嘔吐や下痢、発熱などが主な症状です。基本的な予防対策は、次のとおりです。

- ① 外出後や食事の前、トイレの後などは、手指についたウイルスをせっけんとう流水で洗い流しましょう。
- ② 加熱調理する料理は中心部まで十分に火を通しましょう。
- ③ 症状がなくても便には1週間程度ウイルスが排出されます。手洗いを励行しましょう。
- ④ 嘔吐物や便には多量のウイルスが存在します。嘔吐物や便を片付ける場合には、マスクや使い捨て手袋、エプロンを使用して行い、汚れた場所は塩素系の薬剤で消毒しましょう。



久喜看護専門学校 看護学生 募集

看護師を目指す学生を募集します。

○一般入学試験(社会人含む)
出願期間 A試験 11月11日(火)〜21日(金) / B試験 平成27年1月6日(火)〜16日(金) / C試験 平成27年2月10日(火)〜20日(金) どちらも消印有効

試験日 A試験 12月6日(土) / B試験 平成27年1月31日(土) / C試験 平成27年2月28日(土)

試験会場 同校(本町5の10の12)
試験科目 国語総合(古文・漢文を除く)、英語I・II、面接

出願資格 ①高等学校を卒業または卒業見込みの方 ②大卒学資格検定または高等学校卒業程度認定試験に合格した方 ③①・②と同等以上の学力と認められた方

※②・③は平成27年4月1日現在で18歳以上の方
問合せ 同校事務局 ☎23・3131



催し・講座

久喜地区老人クラブ 連合会女性部作品展示会

日程 11月19日(水) 12時～16時30分 / 11月20日(木) 9時30分～15時30分

※講話は19日13時～13時40分
場所 久喜総合文化会館広域文化展示室

内容 手芸・書道・陶芸・絵画等の展示、高齢者福祉サービスの講話、会員による介護体験談

問合せ 社会福祉課社会福祉係 (内線3223)

埼玉県美術展覧会 入選作品展

第64回埼玉県美術展覧会に入選した作品のうち、市内在住の方の作品を公開します。

日程 11月21日(金)～24日(休) 9時30分～16時30分

※初日は13時から、最終日は15時まで

場所 久喜総合文化会館広域文化展示室

内容 日本画、洋画、彫刻、工芸、書、写真

入場料 無料
問合せ 生涯学習課文化振興係 (倉蒲総合支所内 / 内線369)

全県一斉商店街まつり 栗橋ひめプラザ 協同組合イベント

県民の日にちなみ、「つなぐ」を統一テーマとして参加総数131の商店街が一斉にイベントを実施します。

市内でも栗橋地区で、栗橋ひめプラザ協同組合によるイベントが開催されます。

日程 ①11月14日(金) 9時～20時 ②11月15日(土) 12時～15時

場所 クラッセくりはし(栗橋ひめプラザ協同組合内イベントスペース)

内容 ①福引 ②音楽祭(ミニコンサート、津軽三味線、サンパレードなど)

主催 埼玉県商店街振興組合連合会、栗橋ひめプラザ協同組合
問合せ 同組合 53・0821



はじめての方の よさこい教室

日程 11月23日(祝)・30日(日)、12月7日(日)・14日(日) 全4回

10時～12時
場所 総合第2体育館
定員 20人(申込順)
費用 500円(傷害保険料を含む)

服装 動きやすい服装、体育館シューズなど

※鳴子は貸与します。

申込期間 11月10日(月)～21日(金)

申込方法・問合せ はがきまたはEメールに、郵便番号・住所・氏名・電話番号を記入の上、久喜よさこい連盟(山谷信義) 〒346-0014 久喜市吉羽2の8の30 / ☎22・2833 / Eメール n.yamaya@cat.ne.jp) へ

「ハッピー」の お父さんのヤキモタイム

親子でヤキモをしませんか。豚汁もあります。

日時 11月22日(土) 10時～11時30分

※雨天決行
場所 花と香りのふれあいセンター

費用 大人200円 / 子ども(2歳以上) 100円

持物 軍手

申込み 不要
問合せ 「ハッピー！」 ☎080・6673・6204

その他 サツマイモをご提供いただける方を募集しています。(少量でも結構です。)

※この事業は市と子育てネットワーク「ハッピー」の協同事業により実施します。

下水道水循環センター 探検ツアー

県民の日協賛行事

下水道施設を開放し、探検ツアーを行います。見学しながらスタンプを集め、クイズに答えると景品がもらえます。

日時 11月16日(日) 10時～15時

場所 古利根川水循環センター(吉羽772の1 / 久喜駅東口から徒歩20分)

申込み 不要(実施時間内に直接お越しください。)

問合せ (公財) 埼玉県下水道公社古利根川支社 ☎22・3819

家庭介護講座(食事編)

日時 12月6日(土) 10時～15時30分

場所 鶴寿荘介護老人福祉施設(北青柳1364)

内容 高齢者の身体的特徴に伴う食事について、介護食のレシピ紹介・実践・試食

対象 高校生以上

定員 20人(申込順)

費用 無料 / 施設の食事を希望する方は350円

申込期間 11月11日(火)～28日(金)
申込み・問合せ 鶴寿荘 ☎23・6288

消費生活講座

消費者として注意すべき点などの基礎知識について、分かりやすく説明します。

日時 11月10日(月) 14時～15時30分

場所 ふれあいセンター久喜
会議室2・3

テーマ 「くらしの豆知識」

高齢者の消費者被害について

講師 大野木美紀さん(市消費生活相談員)

定員 50人(当日会場先着順)

費用 無料

問合せ 生活安全課市民生活・

青少年係(内線2633)



公共施設の催し

いきいき温泉久喜

☎22・7933

◆健康体操

日時 11月18日(火) 13時～14時

内容 「サプナ21健康体操久喜」による健康体操

◆健康相談

日時 11月19日(水) 13時30分～15時

内容 保健師による血圧測定・尿検査、健康相談

◆いきいき温泉まつり

日時 11月21日(金) 10時～15時

内容 利用者によるカラオケ

発表会など

◆パドル健康体操

日時 11月26日(水) 10時～11時

内容 パドルという道具を使った健康体操

講師 小林靖子さん

※各催しは、60歳以上で、いきいき温泉久喜の利用申し込みをしている方が参加できます。

◆[1]もちつき大会
日時 12月7日(日) 10時
定員 80人(申込順)
費用 100円

児童センター

☎21・8181

◆[2]幼児クリスマス会
日時 12月18日(木) 10時

対象 幼児とその保護者

費用 200円

申込期間 11月16日(日)～12月7日(日) 9時～17時

【1・2共通】

申込方法 費用を添えて、児童センターへ

保健センター

中央保健センター

◆発育を促す親子遊び
日程 12月14日(日) ①受け付け10時～10時10分～11時 ②受け付け11時～11時10分～12時

場所 健康・食育まつり会場

☎21・5354

◆親子でクリスマスを楽しみましょう！
日時 12月7日(日) 受け付け9時30分～10時～12時

場所 森下公民館

内容 クリスマスケーキ作り、ハンドベルの演奏と手品、サンタさんからのプレゼント

対象 就学前の子どものとその保護者

※きょうだいの参加も可

定員 60組(申込順)

費用 1人100円

※当日集金します。

主催 久喜市菫蒲母子愛育会

申込期間 11月10日(月)～11月21日(金)

◆子どもの心や体の発達に心配のある親の集い
日時 11月21日(金) 10時～11時30分

場所 鷺宮保健センター

対象 市内在住で就学前の子どもの心身の発達に心配のある保護者

(久喜総合文化会館視聴覚ラ
イブラリー・研修室3)

内容 体を使った親子遊びと子育ての話

講師 木村利行さん(保育士)

対象 市内在住で、①1歳6か月未満の子どものその保護者、②1歳6か月以上3歳未満の子どものその保護者

※きょうだいの参加も可

定員 各10組(申込順)

費用 無料

持物 動きやすい服装、大きめのバスタオル

申込開始 11月25日(火) 9時

申込方法 直接または電話で、中央保健センターへ

◆骨粗しょう症予防講座・骨の栄養相談
日程 ①12月4日(木) 13時～15時 ②12月8日(月) 9時～12時

場所 ①鷺宮総合支所407会議室 ②鷺宮保健センター

内容 ①講座「かくれ骨粗しょう症? とその予防について」講師:矢作毅さん(矢作整形外科・内科医師)

②個別栄養相談(①②とも骨の健康チェックあり。)

対象 市内在住者

定員 ①50人 ②8人(①②ともに申込順)

費用 無料

申込開始 11月12日(水)

申込方法 直接または電話で、鷺宮保健センターへ

◆鷺宮保健センターへ

◆鷺宮保健センターへ

◆鷺宮保健センターへ

◆鷺宮保健センターへ

◆鷺宮保健センターへ

◆鷺宮保健センターへ

◆鷺宮保健センターへ

◆鷺宮保健センターへ

◆鷺宮保健センターへ

◆鷺宮保健センターへ

◆鷺宮保健センターへ

◆鷺宮保健センターへ

◆鷺宮保健センターへ

◆鷺宮保健センターへ

◆鷺宮保健センターへ

◆鷺宮保健センターへ

◆鷺宮保健センターへ

しみん農園久喜 緑風館

◆第16回しみん農園久喜収穫祭
日時 11月22日(土) 9時30分
～13時(模擬店は10時から)
場所 同農園久喜
内容 農園利用者が収穫した
農産物の品評会や、うどん、
そば、もち等の各種模擬店
主催 しみん農園久喜収穫祭
実行委員会
問合せ 農業振興課農業振興
係(内線2863)

公民館

中央公民館

◆久喜市公民館連絡協議会事業
「人権講座」
日時 11月28日(金) 10時～11
時30分
場所 鷺宮公民館大ホール
※手話通訳者を配置します。
内容 「人権問題を考える」
講師 小杉康博さん(県人権
推進課職員)

対象 市内在住・在勤・在学者
定員 100人(当日会場先
着順)
費用 無料

西公民館

◆ふれあい鑑賞会
地域と学校で活動するサー
クル等の演技、楽器演奏を通

して子どもたちの情探を高め、
地域との交流を図ります。
日時 11月22日(土) 12時30分
～14時
場所 清久小学校体育館
内容 久喜南中学校吹奏楽部
の演奏ほか

市立図書館

中央図書館

◆名作映画会
日時 11月15日(土) 14時
内容 「花咲ける騎士道」
(1952年フランススライ
リア作品 出演：ジエラル
フリリップほか) 100分
定員 50人(当日会場先着順)
費用 無料

休館のお知らせ
中央図書館は、特別整理等
ため、11月24日(休)から12月3
日(休)まで休館します。この間、
中央図書館、東・西の両公民
館図書室での貸し出しはでき
ません。
また、特別整理期間中は、
中央図書館所蔵の資料のイン
ターネット予約および市内の
他の館への取り寄せもできま
せんので、ご了承ください。
なお、中央図書館正面玄関
右側のブックポストは、図
書・雑誌・紙芝居の返却に限
り期間中も利用できます。



相談

全国一斉「女性の権利 ホットライン」強化週間

さいたま地方事務局と県人
権擁護委員連合会は、全国一
斉「女性の権利ホットライ
ン」強化週間を設定し、専用
相談電話による相談を受け付
けます。夫やパートナーから
の暴力やストーーカー行為など、
女性をめぐるさまざまな人権
問題がありましたらご相談く
ださい。
日程 11月17日(月)～23日(日)
8時30分～19時
※22日・23日は10時～17時
専用相談電話 ☎0570・
070・810
※通話料が掛かります。
相談担当者 法務局職員、人
権擁護委員
その他 秘密は厳守します。
問合せ さいたま地方事務局
人権擁護課 ☎048・85
9・3507

労働相談・ メンタルヘルス相談

◆①解雇・賃金不払いなどの
労使間トラブルに関する相談
電話相談 ☎048・830・
4522 月～金曜日 9時
～17時

面接相談 月～金曜日 9時
～16時(予約不要)
◆②働く人のメンタルヘルス
相談

面接相談 毎週水曜日 13時
30分～15時(いずれも約1時
間/前日の午前中までに要予
約)
相談員 産業カウンセラー

【①・②共通】
場所 埼玉県庁第2庁舎1階
申込み・問合せ 埼玉県労働
相談センター ☎048・8
30・4522
※各相談実施日は祝日、年末
年始を除きます。

労使トラブル解決を労働 委員会がお手伝いします

「解雇・雇止め」「賃金の
引き下げ」「パワハラ」「団
体交渉拒否」など職場で困つ
たことはありませんか。労働
委員会では、中立・公平な立
場であつせんや不当労働行為
の審査をして、労働者や労働
組合と会社とのトラブル解決
をお手伝いします。手続きは
簡単・無料です。ぜひ、ご利
用ください。

※詳しくは、お問い合わせい
ただくか県ホームページを
ご覧ください。

問合せ 県労働委員会事務局
☎048・830・6465

このマークの記載がある事業は、手話通訳者の派遣が可能な事業です。派遣を希望する方は各事業実施日の10日前までに、事業等の担当課にお申し込みください。

内 容	日時・日程	場 所	申込み・問合せ
人権相談・女性相談	11月19日(水) 13時～15時	農業者トレーニングセンター 後継者対策室、和室	菖蒲総合支所総務管理課 ☎85-1111 (内線215)
	11月20日(木) 13時30分～15時30分	栗橋総合支所2階 第4会議室	栗橋総合支所総務管理課 ☎53-1111 (内線322)
	11月25日(火) 10時～12時	鷲宮総合支所4階 会議室	鷲宮総合支所総務管理課 ☎58-1111 (内線318)
	12月10日(水) 13時15分～16時15分	久喜総合文化会館 会議室	人権推進課人権推進係 (内線2321)
女性の悩み (カウンセリング) 相談 【要予約】	日曜特設相談 11月16日・30日 各日曜日 10時～15時	市役所4階 相談室3	人権推進課男女共同参画係 (内線2322)
	11月21日、12月5日 各金曜日 13時～17時		
法律相談 【要予約】 1か月前から (1か月前が土・日曜日、 祝日にあたる場合は翌日の 平日8時30分から)	12月10日(水) 13時30分～16時30分	鷲宮総合支所4階 405会議室	生活安全課 市民生活・青少年係 (内線2633)
	12月22日(月) 13時30分～16時30分	市役所4階 第5会議室	
	平成27年1月5日(月) 13時30分～16時30分	栗橋総合支所2階 第1・2会議室	
		市役所4階 第5会議室 菖蒲総合支所4階 第3集会室	
行政相談 (国の事務に関する事)	11月18日(火) 9時30分～12時	栗橋総合支所2階 第1・2会議室	生活安全課 市民生活・青少年係 (内線2633)
		鷲宮総合支所4階 405会議室	
	11月18日(火) 13時30分～16時	市役所4階 第6会議室	
		菖蒲総合支所4階 第2集会室	
消費生活相談	毎週月～金曜日(祝日を除く) 10時～12時/13時～16時	市役所3階 消費生活相談室 ※来室の際は、必ずお問い合わせ ください。	消費生活相談室 ☎22-3925 ※相談時間外のお問い合わせは、 生活安全課市民生活・青少年係 (内線2633)
特設消費生活相談	11月19日(水) 10時～12時/13時～16時	菖蒲総合支所4階 第2集会室	
年金相談 【要予約】	11月19日(水) 9時～12時/13時～15時	栗橋総合支所2階 第4会議室	栗橋総合支所市民課 ☎53-1111 (内線215)
住宅耐震相談 (木造2階建て以下に限る)	毎週月～金曜日(祝日を除く) 9時～12時/13時～17時	市役所第二庁舎1階 建築審査課	建築審査課企画指導係 ☎22-1111 (内線175)
内職相談 (あっせん)	毎週火・金曜日(祝日を除く) 10時～12時/13時～16時	商工観光課まで お問い合わせください。	商工観光課商工労働係 (内線2881)
家庭児童相談	毎週月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時	市役所1階子育て支援課 ※電話相談可	子育て支援課子育て支援係 (内線3283)
子育て相談	毎週月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時30分	地域子育て支援センター ぼかぼか/くぶる/すまいる ※電話相談可	地域子育て支援センター ぼかぼか ☎21-8596 くぶる ☎55-1147 すまいる ☎59-7510
児童相談	毎週月～金曜日(祝日・休館日を除く) 9時～16時	児童センター/鷲宮児童館 ※電話相談可	児童センター ☎21-8181 鷲宮児童館 ☎58-7054
育児相談	毎週月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時	各市立保育園 [さくら☎21-0787/すみれ☎21-0120/ひまわり☎22-8246] ※電話相談可 [あおば☎22-2566/中央☎23-6030/中央分園☎21-7870]	
面接相談(学校生活、就学 等に関する事) 【要予約】	11月26日、12月10日 各水曜日 14時30分～16時	中央幼稚園	指導課指導係(菖蒲総合支所内 /内線346)

交通事故発生状況 9月 ※()内は平成26年の累計				
人 身 事 故				物 損 事 故
件数	死者数	重傷者数	軽傷者数	件数
55 (511)	1 (2)	8 (53)	68 (602)	258 (2,492)

火災・救急統計速報 9月 ※()内は平成26年の累計			
建 物	1 (22)	急 病	294 (3,078)
車両・船舶	1 (4)	交 通	62 (483)
その他	0 (27)	その他	170 (1,525)
火災件数	2 (53)	救急件数	526 (5,086)

※上記は速報数値のため後日変更になる場合があります。

鷺宮保健センター	4か月児健康診査	11月12日(水) 受付：13時～13時45分	平成26年7月生まれ
		12月10日(水) 受付：13時～13時45分	平成26年8月生まれ
	10か月児健康診査	11月14日(金) 受付：13時～13時45分	平成26年1月生まれ
	1歳6か月児健康診査	11月26日(水) 受付：13時～13時45分	平成25年4月生まれ
	3歳児健康診査	11月25日(火) 受付：13時～13時45分	平成23年7月生まれ
	乳幼児健康相談	11月13日(水) 受付：13時～14時	
	離乳食のすすめ方教室 【要予約】	11月28日(金) 10時～11時30分	5～7か月児の保護者
	成人健康相談【要予約】	毎週月～金曜日（祝日を除く）9時～16時	市内在住者
	食生活相談【要予約】	11月10日(月) 9時～12時 12月8日(月) 9時～12時	市内在住者
	精神保健福祉士によるこころの健康相談【要予約】	11月28日(金) 13時30分～15時30分	意欲の低下やひきこもり傾向にある方等 ※家族などからの相談も可

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です

－ 11月は児童虐待防止推進月間です－

児童虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、心身の発達や人格形成に重大な影響を与えます。

親が「しつけ」と思っている行為でも、現実に子どもの心や体が傷つく行為であれば、それは虐待です。親の立場よりも、子どもの立場で判断することが大切です。



子育て中の方へ

子どもは思いどおりにならないものです。また、子育てには不安や悩みはつきものです。

こんなときは、迷わず相談を

- ・ どうやって子育てしていいか分からないで悩んでいる
- ・ 子どもが言うことを聞かずいつもイライラしている
- ・ 思うようにいかず、つい子どもを叩いたり、怒鳴ったりしてしまう
- ・ どうしても子どもがかわいく思えない
- ・ 夫やパートナーの理解が得られないなど

地域の皆さんへ

子育て中の親の話し相手になったり、あいさつや声掛けをしたりするなど、親子が孤立しないように見守ってください。

周囲の皆さんの「気付き」と連絡する「勇気」が子どもだけでなく、虐待をしてしまう親をも救うこととなります。



平成26年度「児童虐待防止推進月間」標語

「ためらわず 知らせてつなぐ 命の輪」

連絡・相談・問合せ 子育て支援課 子育て支援係（内線3282）／各総合支所福祉課（菖蒲・内線145／栗橋・内線239／鷺宮・内線166）／中央児童相談所 ☎048-775-4152

久喜・白岡休日夜間急患診療所 ☎&☎21-9090

診療科目 内科・小児科
受付時間 診療開始30分前から終了30分前まで
所在地 本町5-10-47（中央保健センター併設）
診療時間
○19時～22時…11月2日(日)・9日(日)・16日(日)・23日(日)・30日(日)、12月7日(日)
○14時～17時、19時～22時…11月3日(祝)・24日(休)
※問い合わせは診療時間内をお願いします。

●小児救急電話相談
#8000
☎048-833-7911

受付時間
月～土曜日…19時～翌朝7時
日曜日、祝日…9時～翌朝7時

●埼玉県救急医療情報センター
（医療機関案内）

☎048-824-4199
【24時間対応】
（歯科・精神科案内と医療相談は除く）

●大人を対象とする救急電話相談
#7000
☎048-824-4199

受付時間 毎日…18時30分～22時30分

●埼玉県精神科救急情報センター
（緊急的な精神科医療相談・医療機関案内）

☎048-723-8699
受付時間
月～金曜日…17時～翌朝8時30分
土・日曜日、祝日…8時30分～翌朝8時30分

●健康コーナー

中央保健センター ☎21-5354 / 菖蒲保健センター ☎85-7021
 栗橋保健センター ☎52-5577 / 鷲宮保健センター ☎58-8521

各保健センターで行う事業は、原則としてその地区の住民の方の参加・受診が主になります。ほかの地区で参加や受診を希望される場合は各保健センターにお問い合わせください。

また、乳幼児の発育発達（運動面、言語面）について、医師、理学療法士、作業療法士、臨床心理士、言語聴覚士による個別相談を実施しています。日程等については、各保健センターにお問い合わせください。

保健センターの保健事業 11月10日(月)～12月10日(水) (11月1日～9日は広報くき10月1日号に掲載)

	事業名	実施日時等	対象者等	
中央保健センター	4か月児健康診査	12月4日(水) 受付：13時～13時45分	平成26年8月生まれ	
	10か月児健康診査	12月3日(火) 受付：13時～13時45分	平成26年1月生まれ	
	1歳6か月児健康診査	11月21日(金) 受付：13時～13時45分	平成25年5月生まれ	
	3歳児健康診査	11月20日(木) 受付：13時～13時45分	平成23年7月生まれ	
	乳幼児健康相談	11月11日(火)、12月9日(火) 受付：9時30分～11時		
	離乳食のすすめ方教室 【要予約】	11月20日(木) 10時～11時30分	5～7か月児の保護者	
	むし歯予防教室【要予約】	11月13日(木) 受付：9時～10時10分	平成24年5月～8月生まれ	
	ママ・パパ教室【要予約】	11月14日(金)・22日(土)	出産予定日が平成27年2月～3月の妊婦とその家族	
	成人健康相談【要予約】	毎週月～金曜日（祝日を除く）9時～16時	市内在住者	
	食生活相談【要予約】	毎週月～金曜日（祝日を除く）9時～16時	市内在住者	
菖蒲保健センター	4か月児健康診査	12月3日(水) 受付：12時30分～12時50分	平成26年7月～8月生まれ	
	10か月児健康診査	11月18日(火) 受付：12時30分～12時50分	平成25年12月～平成26年1月生まれ	
	3歳児健康診査	12月10日(水) 受付：12時30分～12時50分	平成23年7月～8月生まれ	
	乳幼児健康相談	11月10日(月)、12月1日(月) 受付：13時30分～15時		
	ママ・パパ教室【要予約】	11月13日(木)・25日(火)・29日(土)	出産予定日が平成27年2月～5月の妊婦とその家族	
	成人健康相談【要予約】	毎週月～金曜日（祝日を除く）9時～16時	市内在住者	
	食生活相談【要予約】	11月28日(金) 9時～12時	市内在住者	
	健康体操	11月11日(火)、12月2日(火) 13時30分～15時	市内在住者	
	栗橋保健センター	4か月児健康診査	11月18日(火) 受付：13時～13時30分 12月9日(火) 受付：13時～13時30分	平成26年7月生まれ 平成26年8月生まれ
		10か月児健康診査	12月2日(火) 受付：13時～13時30分	平成26年1月生まれ
3歳児健康診査		11月25日(火) 受付：13時～13時30分	平成23年6月26日～7月31日生まれ	
乳幼児健康相談		11月10日(月)・26日(水)、12月8日(月) 受付：9時30分～11時		
離乳食のすすめ方教室 【要予約】		11月27日(木) 10時～11時30分	5～7か月児の保護者	
成人健康相談【要予約】		毎週月～金曜日（祝日を除く）9時～16時		
ウォーキング体操		12月4日(木) ①9時30分～10時30分 ②10時40分～11時40分	市内在住者	
ダンベル体操		11月20日(木) ①9時30分～10時30分 ②10時40分～11時40分	市内在住者	
多胎児のつどい（双子・三つ子の保護者のつどい）		11月12日(水) 10時30分～11時30分 場所：栗橋地域子育て支援センター（くぶる内）	双子・三つ子の保護者	
コアラ（障がいのある子どもの保護者のつどい）		11月21日(金) 9時30分～11時30分	心や身体にハンデのある子どもの保護者	
わかちあいるーむ（精神障がい者の家族のつどい）	11月20日(木) 13時30分～15時30分	精神障がい者とその家族		

ストップ! 滞納



11月から平成27年1月までは 滞納整理強化期間です

税金は、福祉や教育、道路の整備をはじめ、市民の皆さんが安心して暮らせる環境づくりのための貴重な財源です。税負担の公平性および税収入を確保するため、久喜市をはじめ県内63市町村と埼玉県では「滞納整理強化期間」を設定し、「ストップ! 滞納」を合言葉に徴収対策を推進します。

問合せ 収納課徴収係 (内線2741) / 各総合支所税務課 (菖蒲・内線131/栗橋・内線205/鷺宮・内線142)

納期内納税にご協力ください

税金は、定められた納期(納期限)までに自主的に納めていただくものです。税金を滞納することは、納期内に納税している大多数の方との公平性を欠くことになり、本来の税金の他に「延滞金」を納めることにもなりますので、納期内に納めましょう。

◆口座振替をご利用ください

ご指定の預貯金口座から自動的に振替ができますので、納め忘れや納めに行く手間がなく、とても便利です。安全・確実に納めることができる口座振替をぜひご利用ください。

◆日曜日でも納税ができます

日曜開庁では、本庁舎4階で納税や納税相談を行うことができます。ただし、年末年始(12月28日~1月3日)、その他庁舎および設備の保守管理などにより開庁しない場合もありますので、事前にお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

お早めにご相談ください

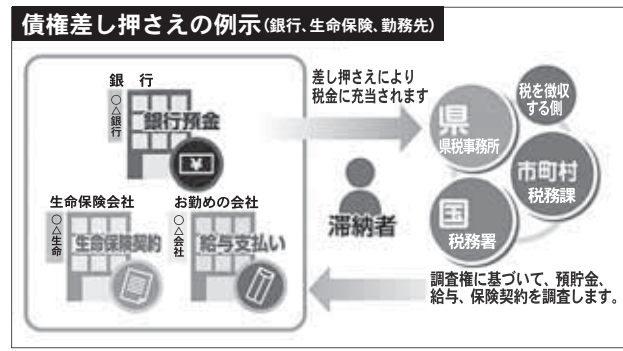
災害や病気等のやむを得ない事情により、納税が困難な方は、納税相談を受け付けています。早めに収納課または各総合支所税務課へご相談ください。

税負担の公平性を確保するために、滞納処分を行っています

納期限を過ぎても納税が確認できない方には、督促状や催告書でお知らせしていますが、それでも納めていただけない場合は、滞納処分(差し押さえ)を行います。

◆滞納処分までの流れ

- ① 納期限経過
- ② 督促状の発送
- ③ 催告書等の発送
- ④ 財産の調査
 - ・ 預金
 - ・ 生命保険
 - ・ 勤務先への給与調査
- ⑤ 滞納処分(差し押さえ)



久喜市の人口

10月1日現在
()内は前月比

人	□ 154,877人	(-31)
男	77,447人	(-12)
女	77,430人	(-19)
世帯数	62,548世帯	(+36)

■久喜市役所(本庁舎)	〒346-8501 下早見85-3	☎ 0480-22-1111(代表) / ☎ 0480-22-3319
■久喜市役所 第二庁舎	〒346-0024 北青柳1404-7	☎ 0480-22-1111(代表) / ☎ 0480-22-0300
■菖蒲総合支所	〒346-0192 菖蒲町新堀38	☎ 0480-85-1111(代表) / ☎ 0480-85-1806
■栗橋総合支所	〒349-1192 間鎌251-1	☎ 0480-53-1111(代表) / ☎ 0480-52-6027
■鷺宮総合支所	〒340-0295 鷺宮6丁目1-1	☎ 0480-58-1111(代表) / ☎ 0480-58-2020

